

建築関連中小企業に対する金融上の支援について

建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける建築関連の中小企業者の方に対する金融上の支援については、①セーフティネット貸付制度と②セーフティネット保証制度が措置されています。

① セーフティネット貸付制度は、政府系中小企業金融機関

による運転資金の融資制度です。

- ・建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける幅広い業種が対象です。
- ・一般貸付及び普通貸付と比べ、融資限度額や元金返済据置期間に優遇措置があります。
- ・担保条件の特例制度が利用可能です。

② セーフティネット保証制度は、各都道府県等の信用保証

協会が債務保証を行うことにより、民間金融機関から融資を受けやすくする制度です。

- ・一般保証と比べ、保証限度額が別枠になるとともに、割安な保証料での保証が可能です。
- ・指定業種に属し、最近3ヶ月間の売上高等が前年同月比マイナス5%以上の事業者が対象となり、対象事業者は指定期間内に市町村長に申請を行い、認定を受ける必要があります。

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（中小公庫、国民公庫、商工中金、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

国土交通省・中小企業庁

1. セーフティネット貸付制度（政府系金融機関による融資制度）

○ 対象

建築確認、建築着工の減少等により、一時的に資金繰りに著しい支障を来している又は来るおそれがある中小企業

○ 融資条件（ゴシック部分は一般貸付と比較したセーフティネット貸付の特例）

	中小企業金融公庫	国民生活金融公庫	商工組合中央金庫
融資限度額	一般貸付とあわせて 4.8億円	普通貸付とあわせて 4,800万円	4.8億円
融資利率（【参考1】参照）	基準利率	基準利率	基準利率
融資期間	7年以内	7年以内	7年以内
元金返済据置期間	2年以内	2年以内	2年以内
その他	一定の要件を満たす 場合には、担保の免 除が受けられる制 度あり（金利上乗せ）		一定の要件を満たす 場合には、担保の一部 免除が受けられる制 度あり（金利上乗せ）

（注）沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫が、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫と同様の融資を取り扱っています。

○ ご利用方法

申込の際は、各政府系金融機関に必要書類を提出して下さい。なお、必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

○ その他

建築確認、建築着工の減少等による影響がない場合でも、一般貸付の利用は可能です。

セーフティネット貸付制度のお問い合わせ先

中小企業金融公庫

東京相談センター 電話：03-3270-1260 名古屋相談センター 電話：052-551-5188
大阪相談センター 電話：06-6345-3577 福岡相談センター 電話：092-781-2396
全国各支店 <http://www.jasme.go.jp/jpn/business/a400.html>

国民生活金融公庫

東京相談センター 電話：03-3270-4649 名古屋相談センター 電話：052-211-4649
大阪相談センター 電話：06-6536-4649
全国各支店 <http://www.kokukin.go.jp/tenpo/index.html>

商工組合中央金庫

お客様サービスセンター 電話：03-3246-9366

全国各支店 <http://www.shokochukin.go.jp/tempo/index.html>

沖縄振興開発金融公庫

電話：098-941-1795 <http://www.okinawakouko.go.jp/>

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（中小公庫、國民公庫、商工中金、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

2. セーフティネット保証制度（民間金融機関から融資を受ける際の信用保証制度）

信用保証制度は、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行うことにより、中小企業の皆様が融資を受けやすくなります。

セーフティネット保証制度は、経営の安定に支障を生じている中小企業の皆様について、一般的の保証枠とは別枠で保証を行います。

○ 対象

全国的に業況の悪化している業種として指定を受けた業種（【参考2】参照）に属する中小企業であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。

なお、指定業種以外の業種の中小企業の方であっても、一般保証の利用は可能です。

○ 認定要件 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス5%以上の中小企業者。

○ 保証限度額の別枠化

	(一般保証限度額)		(別枠保証限度額)
・ 普通保証	2億円	+	2億円
・ 無担保保証	8,000万円	+	8,000万円
・ 無担保無保証人保証 ^{*2}	1,250万円	+	1,250万円

※2 納税していること等、一定の要件あり。

○ 保証料

おおむね1.0%以内で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められています。

一般保証と比べ、割安な保証料となります（平均1.35%→0.8%程度に軽減）。

○ 手続きの流れ

本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口に指定期間内に認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等を添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付融資を申し込むことになります。

その後、金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。

セーフティネット保証制度に関するお問い合わせ先

（社）全国信用保証協会連合会 電話：03-3271-7201

各都道府県等の信用保証協会 <http://www.zensinhoren.or.jp/access.htm>

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（中小公庫、国民公庫、商工中金、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

3. 既往債務の返済条件の緩和

政府系金融機関において、返済猶予等既往債務の条件変更について、関連中小企業者の実情に応じて対応します。

【参考1】

各政府系金融機関の基準利率 (H20. 2. 14 現在)

※利率は月ごとに変動するのでご注意下さい。

	基準利率(5年以内)	参照HP
中小企業金融公庫	2.15%	http://www.jasme.go.jp/
国民生活金融公庫	2.20%	http://www.kokukin.go.jp/
商工組合中央金庫	2.15%	http://www.shokochukin.go.jp/

【参考2】

セーフティネット保証における建築関連の指定業種

(指定期間: 至 平成20年6月30日) *一部は当面3月31日まで。4月からの次期通常指定にて継続を検討。)

【建設業】

- | | |
|----------------------|-----------------------------------|
| ○一般土木建築工事業 | ○土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。) |
| ○造園工事業 | ○建築工事業(木造建築工事業を除く。) |
| ○建築リフォーム工事業 | ○大工工事業 |
| ○鉄骨・鉄筋工事業 | ○石工・れんが・タイル・ブロック工事業 |
| ○板金・金物工事業 | ○塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く。) |
| ○ガラス工事業 | ○金属製建具工事業 |
| ○屋根工事業(金属製屋根工事業を除く。) | ○防水工事業 |
| ○カーテンウォール工事業 | ○電気工事業 |
| ○管工事業(さく井工事業を除く。) | ○機械器具設置工事業 |

【鉱業】

- 砂・砂利・玉石採取業*

【製造業】

- | | | |
|---|--|------------------------|
| ○一般製材業 | ○単板(ベニヤ板)製造業 | ○床板製造業 |
| ○造作材製造業(建具を除く。) | ○合板製造業 | ○集成材製造業 |
| ○建築用木製組立材料製造業 | ○パーキナルボード製造業* | ○銘板・銘木製造業* |
| ○木材薬品処理業* | ○木製家具製造業、金属製家具製造業(木製及び金属製流し台、調理台、ガス台製造業に限る。) | |
| ○建具製造業 | ○壁紙・ふすま紙製造業 | ○繊維板製造業 |
| ○板ガラス加工業 | ○ガラス繊維・同製品製造業(短纖維・短纖維製品製造業に限る。) | |
| ○生コンクリート製造業 | ○その他のセメント製品製造業 | ○粘土かわら製造業 |
| ○コンクリート製品製造業(コンクリートパイプ製造業、コンクリート管製造業、空洞コンクリートブロック製造業、プレストレスコンクリート製品製造業に限る。) | | |
| ○陶磁器製タイル製造業 | ○砕石製造業 | ○石工品製造業(建築用石材製造業に限る。) |
| ○石こう(膏)製品製造業(石こうボード製造業に限る。) | ○鉄鋼シャースリット業 | ○建設用金属製品製造業(鉄骨製造業に限る。) |
| ○その他の金物類製造業(建築用金物製造業、建具用金具製造業、鋸前製造業、かぎ製造業、戸車製造業及びドアクローザ・ヒンジ製造業に限る。) | | |
| ○建築用金属製品製造業(建築用金物を除く。) | ○置製造業 | |

【卸売・小売業】

- | | | |
|----------|----------|----------------------|
| ○建築材料卸売業 | ○鉄鋼卸売業 | ○家具・建具卸売業(建具卸売業に限る。) |
| ○畳卸売業 | ○家具小売業* | ○建具小売業 |
| ○畳小売業 | ○建築材料小売業 | |

【不動産業】

- 建物売買業

【サービス業(他に分類されないもの)】

- | | | |
|--------|------|---------------------------|
| ○建築設計業 | ○測量業 | ○その他の土木建築サービス業(地質調査業に限る。) |
|--------|------|---------------------------|

注1) _____ は、追加指定業種(拡充を含む)(平成20年2月29日)。

注2) 上記以外の業種の指定状況については、中小企業庁HPを参照してください。

中小企業庁HP「セーフティネット保証」 http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

注3) 業種指定は通常四半期毎。

注4) 産業分類は、日本標準産業分類によります。

* 建築設計業には、指定確認検査機関等が含まれます。